

● 翻訳

人種主義、人種差別及び関連する形態の 不寛容と闘う米州条約

近畿大学人権問題研究所准教授 李 嘉 永

1. はじめに

米州機構総会は、グアテマラのラ・アンティグアで開催された第43回会期中の2013年6月5日に、「人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容と闘う米州条約」¹（以下、「米州人種差別撤廃条約」と呼ぶ）と、「あらゆる形態の差別及び不寛容と闘う米州条約」²（以下、「米州差別撤廃条約」と呼ぶ）を採択した。両者は、差別禁止事由が異なっている点をのぞいては、ほぼ同一の内容である。

これらの差別撤廃条約は、米州機構加盟国に対して、差別規制をさらに拡大することを目的として作成されたものであり、国際連合が採択した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」の枠組みを踏襲しつつ、その後の差別撤廃に関する進展を反映する内容となっている。

とりわけ、米州人種差別撤廃条約についていえば、第1章の定義において、人種差別撤廃条約上の定義とほぼ同一の内容で、人種差別及び積極的差別是正措置の定義を採用したうえで、間接差別や複合差別、さらには不寛容についても一定の定義を与えている。

この定義をもとに、差別規制についての実体規定が続くわけであるが、権利

¹ https://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-68_racism.asp (2022年10月13日掲載確認)。

² https://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-69_discrimination_intolerance.asp (2022年10月13日掲載確認)。

の側面を定める第2章は、2カ条を置くのみである。またその内容も、法の下の平等・法律による平等の保護と、包括的な権利の享有を認める旨が概括的に述べられており、きわめて簡潔である。

他方で、この条約の重点は、締約国に課せられる義務規定を列挙する第3章に置かれている。特に犯罪として処罰すべき行為は、人種差別撤廃条約が定めるヘイト・スピーチや団体規制に加えて、複合差別行為やマイノリティの言語・文化の使用制限、ステレオタイプや偏見を助長する教育教材の準備・導入、さらには人種主義的な選別・クローンを目的としたゲノム研究など、15項目に及んでいる（第4条）。また、人種差別なしに、権利及び自由の享有を確保するための多様な措置の実施を締約国に求めている（第5条～第14条）。

この条約の実施措置は第4章に規定されている。締約国は、米州人権条約上の個人通報・国家通報に関する米州人権委員会の権限、及び条約の解釈適用に関する米州人権裁判所の権限を活用することができるが（第15条第1号～第3号）、これに加えて、米州人種差別撤廃条約・米州差別撤廃条約に共通の実施機関として、「人種主義、人種差別、並びにあらゆる形態の差別及び不寛容の防止及び撤廃のための米州委員会」（An Inter-American Committee for the Prevention and Elimination of Racism, Racial Discrimination, and All Forms of Discrimination and Intolerance、以下「米州差別撤廃委員会」と呼ぶ）の設置を予定している。締約国は、この条約の履行に関する報告をこの委員会に提出し、委員会が審査・勧告することとなっており、いわゆる国家報告制度が差別問題に関して別途に設けられたことを意味する。

米州人種差別撤廃条約及び米州差別撤廃条約は、いずれも発効要件が2か国の批准・加入となっており（各条約第20条1項）、前者は2017年11月11日³、

³ 2022年10月13日現在、当事国は次の6か国である。アンティグア・バーブーダ、ブラジル、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、ウルグアイ。

https://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-68_racism_signatories.asp (2022年10月13日掲載確認)。

後者は2020年2月20日⁴にそれぞれ効力を発生している。米州差別撤廃委員会の設置要件は、いずれかの条約が発効したこととなっているため、形式的には2017年に設置されているはずであるが、当該委員会の会合開催要件が10か国の批准書寄託とされている（各条約第15条第4号）。そのため、実際には2022年10月現在、この委員会は機能していない。米州諸国では、この委員会の会合開催を目指して、両差別撤廃条約の批准促進運動が展開されている。

このように、米州人種差別撤廃条約は、予定していた実施措置が十分にその機能を発揮しているとは言えないものの、差別撤廃を目的とする幅広い措置が規定され、締約国はその履行が義務付けられていることには変わらない。それらの実行は、国際社会、そして日本の差別撤廃法制を検討するうえで、重要な前例となろう。そこで、その検討の準備のために、日本語訳することとした。なお、米州差別撤廃条約の訳出は、別の機会にゆずることとする。

2. 翻訳

人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容と闘う米州条約

この条約の締約国は、

家族たる人類のすべての構成員の固有の尊厳及び平等は、世界人権宣言、人の権利及び義務に関する米州宣言、米州人権条約及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の基本原則であることを考慮し、

人種主義、人種差別、及びあらゆる形態の不寛容の完全かつ無条件の除去に対する米州機構加盟国の断固たる誓約と、かかる差別的態度は、人間の普遍的な価値、並びに奪いえず、かつ破壊しえない諸権利、並びに米州機構憲章、人の権利及び義務に関する米州宣言、米州人権条約、米州社会憲章、米州民主主

⁴ 2022年10月13日現在、当事国は次の2か国である。メキシコ、ウルグアイ。

https://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-69_discrimination_intolerance_signatories.asp (2022年10月13日掲載確認)。

義憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、及びヒトゲノム及び人権に関する世界宣言に含まれる目的及び原則の否定であるという確信とを再確認し、

人種、皮膚の色、世系⁵、又は民族的若しくは種族的出身に関わらず、自国の管轄の下にあるすべての個人並びに集団の人権及び基本的自由の尊重及び遵守を促進し及び奨励する国内的及び地域的措置を採択する義務を認識し、

平等な機会のための公平な条件をつちかうこと、及びあらゆる個別的、構造的、並びに制度的な表象を有する人種差別と闘うことを目的として、人間の間の平等及び無差別の諸原則は、実効的な法的平等の促進をはぐくみ、かつ公的であるか私的であるかを問わず、いかなる人間の努力の領域においても、人種差別の被害者となるおそれのある個人又は集団の権利を保護する特別措置を採択する国家の義務を前提としていることを確信し、

人種主義という現象は、動態的な再生能力を有しており、政治的に、社会的に、文化的に、そして言語的に拡散し、かつ自らを表現する新たな形態を装うことができることを認知し、

米州諸国における人種主義、人種差別及びその他の形態の不寛容の被害者は、とりわけ、アフリカ系の人々、先住民族、及びその他の人種的並びに種族的集団若しくは少数者であること、又はその世系又は民族的若しくは種族的出身を理由として、かかる表現により悪影響を受けている集団であることを考慮に入れ、

特定の人及び集団が、人種、皮膚の色、世系、民族的若しくは種族的出身、

⁵ この条約の英語の正文では、国連の人種差別撤廃条約の定義にいう“descent”に相当する概念として“lineage”を用いており、文言が異なっている。しかしながら、スペイン語の正文では、人種差別撤廃条約、米州人種差別撤廃条約のいずれも、“linaje”が採用されている。そのため、本稿では暫定的に「世系」と訳出することとした。なお、米州においても、いわゆる人種差別撤廃委員会のいう「カースト及びそれに類似する地位の世襲制度」という解釈が採用されているか否かについては、各締約国ないし OAS 諸機関の実行を検討する必要がある。

又は国際的文書において認知されるその他の事由などの要因の結合によってかき立てられる、複合的な、又は極端な形態の人種主義、差別及び不寛容を経験していることを確信し、

多元的かつ民主的な社会は、少数者に属しているか否かに関わりなく、あらゆる人の人種、皮膚の色、世系、及び民族的又は種族的出身を尊重しなければならず、かつ、あらゆる人が彼又は彼女のアイデンティティを表明し、維持し、及び発展させることを可能にするような持続可能な条件を創出しなければならないことを考慮に入れ、

個人的な、及び集団的な差別体験は、人種、種族性、又は民族性に基づく隔離及び周縁化と闘うために、そしてかかる隔離及び周縁化の危機にさらされている個人及び集団の人生設計を保護するために考慮に入れなければならないことを考慮し、

人種、皮膚の色、世系、及び民族的又は種族的出身を動機とする憎悪犯罪の急増に警戒し、

教育が人権の尊重、平等、無差別及び寛容を促進する際に果たしている根本的な役割を強調し、及び、

人種主義及び人種差別との闘いが、より初期の国際文書である 1965 年のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約において最前線に置かれたにもかかわらず、その条約に規定された権利は、法的な平等及び無差別の諸原則の民主的な内容を、米州諸国において強固なものとするために、再確認され、発展せられ、改善され、かつ保護されなければならないことに留意して、

次のとおり協定した。

第一章 定義

第一条 この条約の適用上、

1. 人種差別とは、公的又は私的な生活のいずれかの分野において、締約国

に適用される国際文書に規定される一又は複数の人権及び基本的自由の平等な承認、享有、又は行使を妨げ又は阻害する目的又は効果を有する、あらゆる区別、排除、制限若しくは優先をいう。人種差別とは、人種、皮膚の色、世系、又は民族的若しくは種族的出身に基づくものをいう。

2. 間接的人種差別は、公的及び私的生活のあらゆる分野で、一見して中立的な規定、基準又は慣行が、第1条第1項が規定する理由に基づいて、特定の集団に属する人に対して特定の不利益をもたらす能力を有するとき、又はそれらの人を不利益な状態に置くときに、発生したとみなされる。ただし、かかる規定、基準又は慣行が、国際人権法に基づき、いずれかの合理的かつ正当な目的又は正当化事由を有する場合を除く。

3. 複合的又は加重的差別とは、第1条第1項が規定する基準の二若しくはそれ以上、又は国際人権文書で認められるその他の基準に同時に基づく、いずれかの優先、区別、排除、又は制限であって、その目的及び結果が、公的又は私的生活のあらゆる分野における、締約国に適用される国際文書で規定される一又はそれ以上の人権及び基本的自由の平等な認識、享有、又は行使を妨げ又は害するものをいう。

4. 人種主義とは、人種的優越性の誤った観念を含む、個人若しくは集団の表現型若しくは遺伝子型の特性と、その知的、文化的、及び個人的特徴との間の因果関係を肯定するあらゆる理論、学説、観念体系、若しくは一連の思想で構成される。

人種主義は、人種間の不平等、集団間の差別的関係が道徳的に、且つ科学的に正当化されるという思想を導き出す。

この項に規定されるいかなる理論、学説、観念体系、若しくは一連の人種主義的思想も、科学的に誤りであり、道徳的に非難すべきであり、社会的に不正であり、国際法の基本原則に反する。というのも、それらは国際の平和及び安全を深刻に損なうものであり、したがって、締約国の非難を受けるべきである。

5. 保護を要する集団の一若しくはそれ以上の人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保する目的で取られる特別措置又は積極的差別是正措置は、人種差別とはみなさない。但し、かかる措置が異なる集団に対して別個の権利を維持することとなってはならず、その目的が達成された際には継続してはならない。

6. 不寛容とは、人の尊厳、特性、信念、若しくは意見を、自己のものとは異なること又は反していることを理由に、軽視、拒絶、又は侮辱を意味する行為又は一連の行為若しくは表現をいう。不寛容は、不利益な立場にある集団を公的又は私的生活のあらゆる分野に参加することから周縁化し、かつ排除すること、又はそれらの集団に対する暴力という形態をとる場合がある。

第二章 保護される権利

第二条

すべての人間は、法の下に平等であり、公的又は私的な生活のいかなる分野においても、人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容に対する平等の保護を受ける権利を有する。

第三条

すべての人間は、個人的及び集団的なレベルの双方において、その国内法及び締約国に適用される国際法に含まれるすべての人権及び基本的自由について、平等な承認、享有、行使及び保護に対する権利を有する。

第三章 国家の義務

第四条

諸国は、次の各号を含む、人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容のあらゆる行為及び表現を、その憲法上の規範及びこの条約の各規程に従って、

防止し、撤廃し、禁止し、処罰することを約束する。

一 資金援助を含む、人種差別的な、及び人種主義的な活動、若しくは不寛容を助長する活動に公的な又は私的な援助を提供すること

二 インターネットを含む、あらゆるコミュニケーション形態及び／又は手段による、いずれかの人種主義的な又は人種差別的な資料であって、次の各号に該当するものの出版、流通又は流布

a：憎悪、差別及び不寛容を唱道し、助長し、又は扇動するもの

b：国際法上定義される集団殺害若しくは人道に対する犯罪を許容し、正当化し、若しくは擁護するもの、又はかかる行為の実行を助長し、若しくは扇動するもの

三 第1条第1項が規定する基準のいずれかを動機とする暴力

四 第1条第1項が規定する基準のいずれかに基づいて、被害者の財産が意図的に選択された犯罪行為

五 個人の行動又は犯罪行為に従事したとして個人を特定する客観的な情報ではなく、第1条第1項が規定する基準のいずれかに基づく鎮圧行為

六 第1条第1項が規定する基準のいずれかに基づき、あらゆる種類の財産の所有、運用、及び処分に関する個人の権利の行使を、不当な、又は不合理な形態で制限すること

七 複合的な、若しくは加重的な差別の被害者という地位を理由とするいずれかの区別、排除、制限又は優先であって、権利及び基本的自由の平等な認識、享有、行使若しくは保護を否定し又は害する目的又は効果を有するもの

八 適用可能な国際的及び地域的文書、並びに国際的及び地域的人権裁判所の判例で認められる人権、特に不利益な地位におかれ、かつ人種差別の被害を受ける少数者又は集団に適用されるものの享有に対する、あらゆる人種差別的な制限

九 公的な又は私的な活動において、人の言語、伝統、慣習、及び文化の使

用のいずれかの制限又は限定

十 この条約の第1条第1項が規定する基準のいずれかに基づく、ステレオタイプ又は先入観を描写する教材、教育方法若しくは用具を準備し又は導入すること

十一 この条約の第1条第1項が規定する基準のいずれかに基づく、公的若しくは私的教育、奨学金又は教育貸付プログラムの利用を否定すること

十二 この条約の第1条第1項が規定する基準のいずれかに基づく、いずれかの社会的、経済的及び文化的権利の利用を否定すること

十三 人権、基本的自由及び人間の尊厳の尊重をないがしろにし、遺伝的特性に基づくいずれかの形態の差別を創出する人の選別若しくは人の複製を目的とする、ヒトゲノムに関する研究、とりわけ生物学、遺伝学、薬学分野における研究を実施すること、並びにその知見を適用すること

十四 この条約の第1条第1項が規定する基準のいずれかに基づき、水、天然資源、生態系、生物多様性及び環境サービスであって、各国の自然遺産の一部をなし、関連する国際文書及び自国の国内法によって保護されるものに接近し、かつ持続的に使用するすべての者の権利を制限し、若しくは限定すること

十五 この条約の第1条第1項が規定する事由により、公衆に利用が認められる公共の又は私的な場所の利用を制限すること

第五条

締約国は、人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容を受けている人若しくは集団による、権利及び基本的自由の享有又は行使を確保するために、それらの人又は集団に対する平等な機会、包摂及び進歩のための公平な条件を促進することを目的とする必要な特別の政策及び積極的差別是正措置をとることを約束する。かかる措置又は政策は、差別的な、若しくはこの条約の目的又は内容に反するとはみなさない。これらの措置又は政策が、異なる集団に対して

別個の権利を維持することとなってはならず、かつ、その目的が達成された後は、合理的な期間を超えて継続してはならない。

第六条

締約国は、この条約の範囲に従って、すべての者に公平な取扱いを提供し、かつ平等な機会を創出することを目的とする政策を立案し、かつ実施することを約束する。この政策には、教育的性質の政策、労働上若しくは社会的な措置、又は他のいずれかの種類の促進的な政策、並びにマスメディア及びインターネットを含む、可能なあらゆる手段による、この主題に関する立法の広報が含まれる。

第七条

締約国は、人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容を明確に定義し且つ禁止し、特に雇用、職業団体への参加、教育、訓練、住居、健康、社会保障、経済活動の実施、公共サービスの利用及びその他の分野において、公的及び私的セクターの双方におけるあらゆる公的当局並びに個人又は自然人及び法人に適用される立法を採択すること、並びに人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容を構成し、または創出するあらゆる立法を廃止し又は改正することを約束する。

第八条

締約国は、安全保障問題に関するものを含む、いずれかの種類の措置の採用が、この条約の第1条第1項に言及される基準のいずれかを根拠として、人又は集団に対して直接的に又は間接的に差別することのないよう確保することを約束する。

第九条

締約国は、この条約の範囲に従い、その人口の総ての部分の正当な必要を満たすために、自らの政治的及び法的制度がその社会の中の多様性を適切に反映するよう確保することを約束する。

第十条

締約国は、人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容の被害者が、公平かつ無差別的な取扱い、司法制度の平等な利用、迅速かつ効果的な手続、並びに、適用可能な場合には民事若しくは刑事分野における公正な補償を受けるよう確保することを約束する。

第十一条

締約国は、複合的な差別又は不寛容な行為、すなわち、この条約の第1条第1項及び第1条第3項に規定する基準の2またはそれ以上に基づくいずれかの区別、排除又は制限をもたらす行為を加重的とみなすことを約束する。

第十二条

締約国は、各国内の、地方、地域及び国家レベルでの人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容の性質、原因及び表現に関する研究を実施すること、並びに人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容の被害者である集団又は個人の状況について、データを収集し、蓄積し、周知することを約束する。

第十三条

締約国は、その国内立法に従い、この条約の遵守を監視する責任を負う国内機構を設置し、又は指定することを約束し、且つこの機構について OAS 事務局に通知する。

第十四条

締約国は、アイデア及び経験を交換するために国際協力を促進すること、並びにこの条約の目的を達成することを目的とした進歩を実施することを約束する。

第四章 条約上の保護制度及び監視

第十五条

この条約の締約国が引き受けた誓約の履行を監視するために、

一 いずれの個人若しくは個人の集団、又は一若しくはそれ以上の米州機構において法的に認められている非政府団体も、締約国によるこの条約の違反についての報告若しくは苦情を含む請願を、米州人権委員会に提出することができる。さらに、いずれの締約国も、この条約の批准書若しくはこの条約に対する加入書を寄託するときに、又はその後いつでも、他の締約国がこの条約に規定されている人権の侵害を犯したと申し立てる通報を受理し且つ審理する委員会の権限を承認することを宣言することができる。この場合には、米州人権条約並びに委員会の規程及び手続規則に含まれるすべての関連する手続上の規則が適用される。

二 締約国は、この条約の効果的な適用に関する問題について、委員会と協議できる。締約国はまた、この条約のいずれかの規定の効果的な適用を確保するために、委員会の助言的援助及び技術協力を要請することができる。委員会は、可能な範囲で、要請された助言的役務及び援助を締約国に提供する。

三 いずれの締約国も、この条約の批准書若しくはこの条約に対する加入書を寄託するときに、又はその後いつでも、この条約の解釈又は適用に関するすべての事項について、米州人権裁判所の管轄権を、法の問題として且ついかなる特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言することができる。この場合には、米州人権条約並びに裁判所の規程及び手続規則に含まれるすべての

関連する手続上の規則が適用される。

四 人種主義、人種差別、並びにあらゆる形態の差別及び不寛容の防止及び撤廃のための米州委員会が設置され、各締約国によって任命される一人の専門家で構成される。この専門家は、独立な形態で彼又は彼女の機能を遂行し、この条約において約束した誓約を監視する。この委員会はまた、あらゆる形態の差別及び不寛容と闘う米州条約において約束した誓約を、その条約の締約国である国家に関して監視する責任を負う。

この委員会は、これらの条約の最初のもものが効力を発生するときに設置され、いずれかの条約の10番目の批准書が受領された後速やかに、OAS事務局によって最初の会合が招集される。この委員会の最初の会合は、その設置を宣言し、その手続規則及びその作業方法を承認し、及びその役員を選出することを目的とした会合の三箇月の後に、機構本部で行われる。この会合は、委員会を設置する条約の最初の批准書を寄託した国の代表が議長を務める。

五 この委員会は、アイデア及び経験を交換し、並びにこの条約を履行するにあたり締約国が行った進展、及びその遵守の程度に影響を与えるいずれかの事情又は困難を検討するための場である。かかる委員会は、締約国に対し、適当な措置を取るよう勧告することができる。この目的のために、締約国は、その最初の会合の後1年以内に、この条約に含まれる義務の充足に関する報告を委員会に提出することを約束する。締約国が委員会に提出した報告は、脆弱な状況にある集団に関する細分化されたデータ及び統計を付するものとする。締約国は、その後は4年ごとに、報告を提出する。OAS事務局は、その任務の遂行のために要請するあらゆる援助を委員会に提供する。

第五章 一般規定

第十六条 解釈

1. この条約のいかなる規定も、この条約に定められるものと等しいか、又

はより広い保護及び保証を与えているいずれの締約国の国内法も、制限し又は限定するものと解釈してはならない。

2. この条約のいかなる規定も、それに関して等しいか又はより広い保護を与えている国際人権諸条約を制限するか又は限定するものと解釈してはならない。

第十七条 寄託

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、米州機構事務局に寄託する。

第十八条 署名及び批准

1. この条約は、米州機構のすべての加盟国による署名及び批准のために開放しておく。その効力発生の後、この条約は、署名しなかったすべての国による加入のために開放しておく。

2. この条約は、自国の憲法に定められる手続きにしたがって、署名国によって批准されなければならない。批准書又は加入書は、米州機構事務局に寄託する。

第十九条 留保

締約国は、この条約に署名し、批准し、又は加入する時に、この条約に対する留保を付することができる。但し、かかる留保は、条約の趣旨及び目的と両立しないものではなく、かつ、一又は複数の、条約上の特定の規定に関連するものであることを条件とする。

第二十条 効力発生

1. この条約は、この条約に対する 2 番目の批准書又は加入書が米州機構の

事務局に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2. 2 番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、又はこれに加入する国については、この条約は、当該国による当該文書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第二十一条 廃棄

この条約は無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、米州機構事務総長にあてた書面による通告を通じて、この条約を廃棄することができる。この条約は、廃棄書の寄託日の後 1 年で、廃棄国について効力及び効果を失い、その他の締約国について引き続き効力を有する。この廃棄は、廃棄が効力を生じる日までのいずれかの作為または不作為に関して、この条約に基づいて課される義務から、締約国を免除するものではない。

第二十二条 追加議定書

いずれの締約国も、その保護システムに他の権利を漸進的に含ませることを目的として、総会中に出席する締約国の検討のために、この条約に追加する議定書草案を提出することができる。いずれの議定書も、その効力発生を形態を決定し、かつその議定書の締約国の間においてのみ適用される。